

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年11月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800166 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800093 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 17 年 7 月 10 日の標準賞与額を 36 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月 10 日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に賞与の支給があり、厚生年金保険料の控除をされていたが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された「2005 年夏期賞与」と記載された賞与明細書並びに、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は平成 17 年 7 月 10 日に同社から賞与の支給を受け、当該支給額に基づく標準賞与額 (36 万 5,000 円) より高い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる賞与額から、36 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 7 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか

否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800146号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800092号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社及びB社(後に、A社に吸収合併)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年2月から平成14年3月まで

A社又はB社において、C事業所のD職として勤務していた期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間当時、厚生年金保険に加入していたと思われるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求期間にA社又はB社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答から判断すると、請求者がA社又はB社のC事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の事業主であり、かつ、B社の事業主でもあった者は、請求期間当時、D職を厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している。

また、回答のあった複数の同僚が、請求期間当時、A社及びB社において、D職は厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している。

さらに、上記事業主は、会社解散のため、請求者の請求期間に係る資料を保有していない旨回答しており、請求者も請求期間に係る給与支給明細書等の資料を保有していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800170号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800094号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年4月1日から同年5月1日まで

平成8年4月1日に、B社からA社に転籍したが請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、請求期間当時の担当者は既に退職しており、当時の届出及び保険料の納付に関する資料は保存期限経過により廃棄済であることから、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付については不明であるが、給与システムのバックアップデータに基づき、請求者の請求期間に係る保険料控除を行っていない旨回答している。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保有していない上、同僚等に対する照会を希望していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。